

浜松市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)に基づく事業を行う実施要綱第5に定める事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日26農振第2253号農林水産事務次官依命通知)、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号。以下「法」という。)、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令」(平成26年政令第347号)、浜松市補助金等交付規則(昭和55浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付の対象経費及び交付額は、別表に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体は、市税を完納している者とする。

(交付の申請)

第3条 交付金の交付の申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、規則第4条の規定による交付申請書(第1号様式)に資金状況調べ(第2号様式)及び市税納付・納入確認同意書(第3号様式)暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しを添付して市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び条件)

第4条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、交付金の交付額決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

なお、次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 事業実施主体は、次の事項に掲げる一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の内容の変更(別表に定める重要な変更に限る。)をしようとする場合
 - イ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、交付金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業実施主体の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておくとともに、収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金に係る事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (4) 財産の管理等
 - ア 事業実施主体は、交付対象経費(交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金

の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 財産の処分の制限

ア 事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

イ アの承認については、(4)のイの規定を準用する。

(6) 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、財産管理台帳(実施要領:様式第1-11号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(7) 契約等

ア 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

イ 事業実施主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(第6号様式)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(変更の承認申請)

第5条 前条(1)の変更をしようとする者は、変更承認及び概算払変更承認申請書(第7号様式)に資金状況調べ(第2号様式)を添付して提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第6条 市長は、前条による申請が適当であると認めるときは、変更の申請を承認し、変更承認通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業遂行状況報告)

第7条 申請者は、交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を翌年の1月20日までに事業遂行状況報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、規則第13条の規定による実績報告書(第10号様式)を交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金の交付額確定通知書(第11号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求の手続)

第10条 申請者は、交付金の交付額確定通知を受領した後、速やかに請求書(12号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請)

第11条 申請者は、概算払の承認を請求する場合は、概算払承認申請書(第13号様式)に資金状況調べ(第2号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第12条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に、概算払承認通知書(第14号様式)により通知するものとする。

(概算払の請求手続き)

第13条 申請者は、前条の概算払承認通知書を受領した後、速やかに概算払請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを交付金所要額から減額して交付の申請をする。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を交付金額から減額して報告する。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う交付金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)または(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(第15号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(交付金の返還)

第15条 対象組織は、次に掲げる事項により交付金の返還が生じた場合は、市が交付した交付金を市に返還するものとする。

(1) 実施要領第1の11又は実施要領第1の15若しくは実施要領第2の12又は実施要領第2の17により交付金を返還する必要性が生じた場合。

(2) 実施要綱別紙1第9及び実施要綱別紙2第9により交付金を返還する必要性が生じた場合。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別 表

事業の区分	交付対象経費	交付額	重要な変更
<p>1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）</p>	<p>実施要綱別紙1第4又は実施要綱別紙2第4に定める対象活動（施設の長寿命化のための活動を除く。）を実施する実施要綱別紙1第2及び実施要綱別紙2第2の1、3及び4に定める対象組織が、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）に要する経費</p>	<p>実施要綱別紙1第6又は実施要綱別紙2第6に定める交付額（施設の長寿命化のための活動を除く。）以内</p>	<p>第1号様式の添付様式1-1の1及び2並びに第7号様式の添付様式1-2の1及び2の事業計画の変更</p>
<p>2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）</p>	<p>実施要綱別紙2第4の2に定める対象活動を実施する実施要綱別紙2第2の2に定める対象組織が、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に要する経費</p>	<p>実施要綱別紙2第6に定める交付額（施設の長寿命化のための活動）以内</p>	<p>第1号様式の添付様式1-1の3並びに第7号様式の添付様式1-2の3の事業計画の変更</p>

第1号様式(第3条関係)

浜松市多面的機能支払交付金交付申請書

第 年 月 号
日

(あて先) 浜松市長

(組織名) 会
(職氏名) 代表

年度において、浜松市多面的機能支払交付金交付要綱に基づき、次のとおり事業を実施したいので、交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円(+ +)
(内訳)
農地維持支払交付金分: 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)分: 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)分: 円
- 2 事業の内容: 添付書類のとおり
添付書類
(1) 多面的機能支払交付金事業実施計画書(添付様式1-1)

(添付様式 1 - 1)

年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

1 農地維持支払交付金事業計画

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 事業計画

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
地域資源の質的向上 を図る共同活動	田		
	畑		
	草地		
	計 ()		
地域資源保全プランの策定 ()			
組織の広域化・体制強化 ()			
合計 (+ +)			

3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 事業計画

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

第2号様式（第3条及び第11条関係）

資金状況調べ（変更）

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注1）交付申請書に添付する場合は、「資金状況調べ（変更）」の「（変更）」の部分を除くこと。

（注2）未経過の月分については、見込額を計上すること。

「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）」、「資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）」について区別して作成すること。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

（組織名） 会
（職氏名）代表

市税納付・納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市多面的機能支払交付要綱第2条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市多面的機能支払交付金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市多面的機能支払交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)
(組織名) 会
(職氏名) 代表

第 年 月 日

(組織名) 会
(職氏名)代表 様

浜松市長

浜松市多面的機能支払交付金交付額決定通知書

年 月 日付け 第 号において申請のあった多面的機能支払交付金として下記のとおり条件を付して交付する。

- 1 交付決定額 円(+ +)
(内訳)
農地維持支払交付金分: 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)分: 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)分: 円

記

条件

- (1) 浜松市補助金交付規則及び浜松市多面的機能支払交付金交付要綱を遵守する。
(2) 交付金事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を市に納付する。
(3) 規則第17条第1項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
(4) 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式（第4条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

第 年 月 日

（組織名） 会
（職氏名）代表 様

（所在地）
（商号又は名称）
（代表者の役職及び氏名）

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から 契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申し立てにおいて、農林水産省の機関とは、本省内及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、指摘独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

第7号様式(第5条関係)

浜松市多面的機能支払交付金変更承認及び概算払変更承認申請書

第 年 月 日 号

(あて先) 浜松市長

(組織名) 会
(職氏名) 代表

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた多面的機能支払交付金の計画及び概算払承認を、下記のとおり変更し[金 円の追加交付及び追加概算払(減額承認)を受け]たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- (注1) 交付金変更承認及び概算払変更承認の変更承認を申請する場合は、「交付金の交付の決定」を「交付金の変更承認」とし、「概算払承認」を「概算払変更承認」とする。
(注2) 金額の変更がない場合は、[]の部分を除くこと。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 変更承認及び概算払変更承認申請額 円(+ +)
(円)

(内訳)

農地維持支払交付金分： 円
(円)
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)分： 円
(円)
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)分： 円
(円)

(注3)(円)には、変更前申請額を記載すること。

(2) 事業の内容：添付書類のとおり

添付書類

多面的機能支払交付金事業実施計画書(変更)(添付様式1 2)

3. 概算払をする時期

(添付様式 1 - 2)

年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (変更)
 (農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

1 農地維持支払交付金事業計画 (変更)

区 分		対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田	変更前			
	変更後			
畑	変更前			
	変更後			
草地	変更前			
	変更後			
合計	変更前			
	変更後			

2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 事業計画 (変更)

区 分		対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
地域資源の質的向上 を図る共同活動	田	変更前		
		変更後		
	畑	変更前		
		変更後		
	草地	変更前		
		変更後		
	計 ()	変更前		
		変更後		
地域資源保全プランの策定 ()	変更前			
	変更後			
組織の広域化・体制強化 ()	変更前			
	変更後			
合計 (+ +)	変更前			
	変更後			

3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 事業計画 (変更)

区 分		対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田	変更前			
	変更後			
畑	変更前			
	変更後			
草地	変更前			
	変更後			
合計	変更前			
	変更後			

第 年 月 号
日

(組織名) 会
(職氏名)代表 様

浜松市長

浜松市多面的機能支払交付金変更承認及び概算払変更承認通知書

年 月 日付け 第 号において変更申請のあった多面的機能支払交付金として下記のとおり条件を付して承認する。

- 1 変更承認及び概算払変更承認額 円(+ +)
(円)
- (内訳)
- 農地維持支払交付金分： (円)
- 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)分： (円)
- 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)分： (円)

(注1)(円)には、変更前決定額及び承認額を記載すること。

記

条件

- (1) 浜松市補助金交付規則及び浜松市多面的機能支払交付金交付要綱を遵守すること。

第9号様式(第7条関係)

浜松市多面的機能支払交付金遂行状況報告書

第 年 月 日
号

(あて先) 浜松市長

(組織名) 会
(職氏名) 代表

年 月 日付け 第 号で交付決定通知(及び 年 月 日付け 第号で変更交付決定通知)のあった多面的機能支払交付金について、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

事業の区分	事業費 (A) 円	事業の執行状況 (平成 年12月31日) (B) 円	進捗率 (B/A) %	備考
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)				
2 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)				
合計				

(注1) 進捗率は、小数点以下第1位まで記載すること。

第10号様式（第8条関係）

浜松市多面的機能支払交付金実績報告書

第 年 月 日 号

（あて先）浜松市長

（組織名） 会
（職氏名）代表

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付け第号で変更承認通知）のあった事業について、下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 円（ + + ）
（内訳）
農地維持支払交付金分： 円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）分： 円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）分： 円
- 2 事業実績の内容
添付書類
（1）多面的機能支払交付金交付事業実績（添付様式1 - 3）
（2）多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書（実施要領：様式第1 - 8号）
（3）多面的機能支払交付金活動記録（実施要領：様式第1 - 6号）
（4）多面的機能支払交付金金銭出納簿（実施要領：様式第1 - 7号）

(添付様式 1 - 3)

年度 多面的機能支払交付金事業実績
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

1 農地維持支払交付金交付事業実績

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付済額 (円)	交付決定済額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 交付事業実績

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付済額 (円)	交付決定済額 (円)
地域資源の質的向上 を図る共同活動	田		
	畑		
	草地		
	計 ()		
地域資源保全プランの策定 ()			
組織の広域化・体制強化 ()			
合計 (+ +)			

3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 交付事業実績

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付済額 (円)	交付決定済額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

第11号様式（第9条関係）

第 年 月 日

（組織名） 会
（職氏名）代表 様

浜松市長

浜松市多面的機能支払交付金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号において報告のあった多面的機能支払交付金事業を審査した結果、
下記のとおり交付金の交付を確定する。

- 1 交付確定額 円（ + + ）
（内訳）
農地維持支払交付金分： 円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）分： 円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）分： 円

第12号様式(第10条及び第13条関係)

請 求 書

円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付金の交付額確定通知書を受けた浜松市多面的機能支払交付金の交付金として、上記のとおり請求します。

(注1) 概算払請求を行う場合には、件名の「請求書」を「概算払請求書」とし、本文中の「交付額確定通知書」を「概算払承認通知書」又は「概算払変更承認通知書」とする。

(内訳)

1 交付確定(決定)額()	円
2 前回までの受領額()	円
3 今回請求額()	円
4 差引残額(- -)	円

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
組織名
職氏名

口座振替先金融機関名
 口座種別
 口座番号

第13号様式(第11条関係)

浜松市多面的機能支払交付金概算払承認申請書

第 年 月 日 号

(あて先) 浜松市長

(組織名) 会
(職氏名) 代表

年 月 日付け 第 号において交付金の交付決定を受けた浜松市多面的機能支払交付金の概算払をされたく申請します。

(1) 概算払を必要とする金額 円(+ +)

(内訳)

農地維持支払交付金分： 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)分： 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)分： 円

(2) 理由

(3) 時期

第14号様式(第12条関係)

第 年 月 日

(組織名) 会
(職氏名)代表 様

浜松市長

浜松市多面的機能支払交付金の概算払承認通知書

年 月 日付け 第 号において申請のあった浜松市多面的機能支払交付金概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり交付金の概算払を承認する。

記

(1) 概算払をする金額 円(+ +)
(内訳)

農地維持支払交付金分： 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)分： 円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)分： 円

(2) 概算払をする時期

第15号様式(第14条関係)

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日
号

(あて先) 浜松市長

(組織名) 会
(職氏名) 代表

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた浜松市多面的機能支払交付金の交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 交付金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 交付金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)